

特定非営利活動法人 すぎなみムーサ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人すぎなみムーサという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都杉並区阿佐谷北3丁目14番7号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く市民の方々を対象に、博物館の文化・伝統の伝承機能、地域の自然や環境の関心向上機能、教育的機能、調査研究機能、地域区民のキャリア形成機能等をさらに活性化させるために、自主的に博物館活動に関わり、学び、交流し、コミュニケーション能力を高め、もって生涯学習の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

1. 社会教育の推進を図る活動
2. 街づくりの推進を図る活動
3. 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
4. 環境の保全を図る活動
5. 国際協力の活動
6. 子供の健全育成を図る活動
7. 情報社会の発展を図る活動
8. 前号に掲げる活動を行う団体運営、活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

1. 博物館運営、活動の事業
2. 博物館運営に関わる人材の育成の事業
3. 博物館に関わる資料・情報収集・調査研究・普及の事業
4. 文化事業に関わる施設の運営管理事業
5. その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

1. 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人で総会における議決権を有するもの
2. 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人
3. 特別会員 この法人の目的に賛同して入会した団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申込みがあったとき、これを拒否する正当な理由のない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、入会金、会費を納入しなければならない。

2. 入会金、会費の額は、理事会において別に定める。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会届を提出したとき。
2. 本人が死亡し、若しく失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき。
3. 正当な事由なく会費を一年以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず納入しないとき。
4. 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この法人の定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を著しく傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他抛出金品は返還しない。

第4章 役員および職員

(種別および定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4人以上20人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人以上3人以内を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員のなかから選任する。

- 2 代表理事、副代表理事は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事が予め指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査し、報告すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。
 - (6) 理事会に出席すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を延長することができる。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1以上を超える者が欠けたときには、遅延なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該役員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事は、理事会の決議で、監事は、総会の決議を経て、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員はその3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行する為に要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に事務を処理する為の事務局を設けて、事務局長及びその他の職員を置くことができる

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て代表理事が委嘱し、職員は事務局長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第5章 総会

(総会の種別)

第21条 この法人の総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任
- (6) 監事を選任
- (7) 解散における残余財産の帰属
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 定期総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求した場合
 - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定に基づき、監事から招集のあった場合。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30

日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時及び場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面もしくは電磁的方法で、開催日の1週間前までに発して行わなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選任する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(総会の議決)

第28条 総会の議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合にはこの限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって表決し、または出席する正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の場合において、表決または表決を委任した正会員は、前27条及び次条の適用については、出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その当該事項について表決権を行使することはできない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名、押印又は署名しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算作成並びにその変更
- (2) 入会金及び会費の額
- (3) 理事の補充選任、解任、報酬、職務
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) 事業報告及び決算の作成
- (8) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求が

あった場合。

(理事会の招集)

第 34 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも開催日の 1 週間前までに招集通知を発信しなければならない。

(理事会の議長)

第 35 条 理事会の議長は、原則として代表理事がこれに当たる。

(理事会の議決)

第 36 条 理事会の議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の書面表決等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の場合において、表決した理事は、前 36 条及び次条第 1 項の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が記名し押印又は署名しなければならない。

第 7 章 資産

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 財産から生じる収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 8 章 会計

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の 2 種とする。

(事業年度)

第 44 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり 翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、毎事業開始前に理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定に関わらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 47 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算成立後にやむをえない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正することができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、当該事業年度終了後の理事会の承認を得て、総会で報告する。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数以上の多数による議決を経て、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の死亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において決議した者に譲渡するものとする。

（合併）

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 10 章 公告の方法

（公告の方法）

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

第 11 章 会長、顧問等

（会長、顧問、相談役の配置）

第 56 条 この法人に、会長、顧問、相談役を置くことができる。

第 12 章 雑則

（細 則）

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附 則

1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事 石田金次郎

理事 荒木三穂子

理事 岩井明

理事 長田健介

理事 片子澤宏

理事 工藤泰子

理事 幸田陽達

理事 小林弘一

理事 早乙女彰

理事 志津壽彦

理事 土屋隆一

理事 寺尾理恵

理事 蜂巢成昭

理事 東島信明

理事 古別府文雄

理事 堀場政子

理事 松津明子

理事 村田達彦

監事 木本定三

監事 佐野昭義

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めによる。

5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

正会員	（個人）	入会金	10,000 円	年会費	10,000 円
-----	------	-----	----------	-----	----------

賛助会員	（個人）	入会金	5,000 円	年会費	5,000 円
------	------	-----	---------	-----	---------

特別会員	（団体）	入会金 一口	50,000 円	年会費 一口	50,000 円
------	------	--------	----------	--------	----------

一部改正

附則 5 会費

正会員	（個人）	入会金	5,000 円	年会費	5,000 円
-----	------	-----	---------	-----	---------

平成 27 年 7 月 1 日改正

（公告の方法）

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、当法人のホームページにて掲示して
これを行う。

平成 29 年 7 月 1 日改正

平成 29 年 7 月 1 日

この定款は謄本である。

東京都杉並区阿佐谷北 3 丁目 1 4 番 7 号

特定非営利活動法人 すぎなみムーサ

代表理事 石田金次郎